



社会福祉法人 輪島市福祉会

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地

訪問介護、訪問入浴介護、短期入所、居宅介護支援、介護老人福祉施設

認知症対応型通所介護、配食サービス、在宅介護支援センター、日常生活支援総合事業

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画とは、企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

次世代育成支援対策推進法においては、常時雇用する労働者が 101 人以上の企業は、一般事業主行動計画を策定し、策定した旨を労働局へ届け出ること、公表及び自社の労働者へ周知することが義務づけられています。（「101 人以上」の企業に義務対象が拡大されたのは、平成 23 年 4 月 1 日からです。）

社会福祉法人 輪島市福祉会 行動計画

令和4年9月26日

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年9月26日～令和9年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：男性の育児休業、配偶者出産休暇、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供、当法人の規程にある子どもを育てる職員の短時間勤務制度、子供の看護のための休暇の時間単位取得の可能などの情報提供を行う。

<対策>

- 令和4年 9月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和4年 11月～ 制度や規程に関する資料を作成し職員に配布、職員用掲示板に掲示

目標2：年次有給休暇の取得日数を（リフレッシュ休暇も含め）、一人あたり年間平均 13 日以上にする。

<対策>

- 令和4年 9月～ 有給休暇の取得状況の取りまとめ
- 令和4年 12月～ 職員会議や職員用掲示板などで有給休暇取得促進キャンペーンを行う

目標3：地域の子どもや学生の施設見学及び若者のインターンシップや介護実習や福祉実習の受け入れを行う。

<対策>

- 令和4年 12月～ 関係機関、教育機関との連携
- 令和5年 1月～ 広報誌や法人 HP を活用し情報発信や周知をする
- 令和5年 3月～ 参加者へのアンケート及び意見交換を行い、次年度に向けての検討

■ 第37回 敬老会

9月21日(水曜日)会議室にて敬老会が開催されました。100歳以上、100歳を迎えられた方、米寿を迎えられた方が出席され、記念品や花束の贈呈を受けました



坂口輪島市長によるお祝いの言葉



開会の挨拶をする前田理事長

坂口市長より長寿の花束・記念品贈呈



入居者代表よりお礼の言葉



坂口市長より長寿記念品贈呈



■ ベッドマットレスの更新/エアマットの更新

9月27日から28日にかけて施設内のエアマット及びベッドマットレスを全て更新しました

これにより、ベッドを使用している入居者及び利用者の快適な休養や衛生管理が可能となります。

今後、6年毎にベッドマットレスとエアマットは更新していく計画です。また、ベッドも随時更新していきます。

導入したマットレス



導入したエアマット



■ 安全運転(アルコールチェッカーの導入)

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令より

乗用車 5 台以上または乗車定員が 11 人以上の自動車を 1 台使用する事業所ごとに選任する必要のある安全運転管理者の業務として、

●改正後(2022 年 10 月より)

道路交通法施行規則【第九条の十第六項】

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。)を用いて確認を行うこと。

道路交通法施行規則【第九条の十第七項】

前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。



に基づいて、公用車を運転する全ての職員にアルコールチェッカーの貸与を行いました。より一層の安全運転に務めます(※また、当法人の全ての公用車にはドライブレコーダーが設置されております)

□お問い合わせ先

あての木園 ☎(0768)26-1661

輪島市三井町小泉上野2番地

「輪島市福祉会」のお問い合わせ先は

☎0768-26-1661

FAX:0768-26-1751

Eメール:atenoki@skyblue.ocn.ne.jp

いしかわ魅力ある福祉職場認定
石川県パパ子育て応援企業認定
いしかわ障害者雇用促進カンパニー
いしかわ婚活応援企業認定
輪島市消防団協力事業所

